

国立大学法人信州大学と公立大学法人長野県立大学との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と公立大学法人長野県立大学（以下「両大学」という。）は、両者の持つ優れた教育、研究、地域貢献、国際交流等の実績とポテンシャルを相互に協力して活用することにより、両大学の一層の発展に資するため、大学間の包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両大学が包括的な連携のもと、相互の大学の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学官連携及び国際交流等の各分野にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、両大学の理念のもと、我が国及び長野県の持続可能な学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両大学は、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- 一 教育及び学術研究に関すること。
- 二 学部学生及び大学院学生の教育、研究に関すること。
- 三 教職員の相互交流に関すること。
- 四 地域貢献及び産学官連携に関すること。
- 五 国内外の教育研究機関等との連携に関すること。
- 六 その他両大学が必要と認める事項。

（連携推進協議会）

第3条 前項に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両大学の合意により更新することができる。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両大学が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

国立大学法人信州大学長

公立大学法人長野県立大学理事長

中村宗一郎

安藤周成